

事務連絡  
令和4年5月9日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部安全課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について(要請)

日頃から労働基準行政へ御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。また、貴支部における建設業労働災害の防止にかかる継続的な取組みについて、重ねて御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の経済産業省の令和4年3月4日付け要請書に添付された参考資料1から3にありますとおり、過去3年間に全国各地で関連事故が多発しております。これら事故の発生原因は同要請書によりますと、建設工事等事業者が①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとして誤って着火させた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業者に伝えていなかった、等、建設工事事業者の確認ミス、作業ミス等によるものであるとのことです。そして過去3年間に発生したガス管損傷事故の最悪の事例といたしましては、令和2年7月末に福島県郡山市内で発生した、飲食店舗改修工事における大規模なガス爆発により作業労働者1名が死亡し、通行人も含めて複数名が負傷、かつ爆風により近隣建造物等への深刻な損害を生じさせた事故が記憶に新しいところです。

このようにガス管損傷は、ときには重大な事故及び労働災害につながりかねないものであり、つきましては、貴支部の会員の皆様に、経済産業省の要請書と同要請書に添付された参考資料の内容を広く御周知いただき、ガス管損傷にかかる事故や労働災害の発生防止にお役立ていただきますようお願い申し上げます。なお、本件要請につきましては、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター及び公益社団法人神奈川県LPガス協会にも通知し、協力を依頼していることを申し添えます。

担当者 安全課建設業労働災害防止担当